

裁判員制度の展望

View of System of Law Judges in Japan

犬山 絵美

桐蔭横浜大学大学院法学研究科研究生

2008年9月15日 受理

1. はじめに

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下、「裁判員法」)は、2009年5月21日に全面的に施行された。裁判員裁判第1号となる東京都足立区の隣人殺害事件の初公判が2009年8月3日、東京地裁で開かれた。国民から選ばれた裁判員が、初めて裁判官とともに審理に臨み、判決を出した。公判は4日間連続で開かれ、2009年8月6日に判決が言い渡された。これは、第一審裁判のあり方の大きな変化といえる。今まで、裁判員裁判の実施に必要な刑事訴訟法の改正等法令上の整備が着々と行われてきたが、上訴については、裁判員法の中に規定が設けられることはなく、刑事訴訟法の改正においても特段の規定をおくことはしていない。上訴審に関しては、その規定は基本的に現行法通りである。また、裁判員裁判に先立って、2008年7月15日に、裁判員候補者の選任に関する裁判員法の一部が施行となり⁽¹⁾、いよいよ裁判員裁判の準備手続きが始まった。同時に、裁判員裁判を円滑にスタートさせるために、裁判員選任手続きのあり方、公判前整理手続

きのあり方或いは裁判官と裁判員との評議のあり方等々の諸課題への取り組みも精力的に進められてきた。

しかし、その一方で、巷には裁判員制度批判の図書も多数出回っており、そこでは裁判員制度実施に伴う各論的な問題点の指摘だけでなく、そもそも裁判員制度の導入それ自体に反対する批判も繰り返されている。その理由の一つは、裁判員制度の理論的基礎が必ずしも分かりやすい形で論じられてこなかったことにもあるように思われる。ここでの理論的基礎には、裁判員制度の政策的基礎と狭義の理論的基礎が含まれる。政策的基礎とは、制度創設の根拠であり、原動力である。なぜ、裁判員制度を導入しなければならなかつたのか、その立法事実は何であったか等である。また、狭義の理論的基礎とは、安定した制度運用を可能とする法制度全体の体系的一貫性を意味する。裁判員制度は憲法とはどのような関係に立つののか、刑事訴訟法とはどのような関係になるのか等が問題となる。

そこで、以下では、今一度原点に立ち返って、これらの裁判員制度の理論的基礎にかかる問題点について考えてみることとした。

2. 裁判員制度の政策

2003年10月に「考えられる裁判員制度の概要について」と題するいわゆる「座長ペーパー」が発表されて、そこでは控訴審について「現行法どおりとする。控訴審は、事後審として原判決の瑕疵の有無を審査するものとする。」と述べられ、差し戻し審については、「新たな裁判員を選任して審理および裁判を行うものとする。その他は、現行法どおりとする。」と述べられた⁽²⁾。参審制をとるドイツでは控訴審は職業裁判官と素人裁判官とかなる裁判体で構成され、審理の構造は覆審であるが、わが国はこれと異なり、現状と同じように職業裁判官のみからなる裁判体という構成で事後審構造をとることが明らかにされた。また、これに付された、「考えられる裁判員制度の概要について」の説明の中で、控訴審の構成と構造に関してなされた議論の一部について、提案されたが採用されなかつた案を紹介するという形で示された⁽³⁾。

日本の刑事司法の顕著な特色は、刑事司法を法律の専門家のみが担ってきた点にあるが、これによって「諸外国に類を見ない極めて精度の高い独自の刑事司法の運用が確立していた」との認識の下に⁽⁴⁾「これまでの日本刑事裁判に一般国民から見放されるような重大な欠陥・機能不全や不正義が常態化していたとは思われない」⁽⁵⁾とされた。このような認識からすれば、日本の刑事裁判について、「敢えて司法参加によってこれを変えねばならぬいかなる具体的な理由があったのか」⁽⁶⁾という核心的な問題提起をされたにもかかわらず、裁判員制度を必要とする立法事実を必ずしも明らかとされなかつたのもやむを得ないことかと思われる。その結果、制度導入の目的は「より良い裁判の実現」というより一般的な立法目的となつたのではなかろうか。

他方、専門家のみによる刑事裁判を肯定的に評価しつつも、裁判員制度の導入を国民的

基盤強化論に近い立場から基礎づける見解がある。「裁判員制度は、国民に裁判に加わってもらうことによって、国民の司法に対する理解を増進し、長期的にみて裁判の正統性に対する国民の信頼を高めることを目的とするものであり、現在の刑事裁判が基本的にきちんと機能しているという評価を前提として、新しい時代にふさわしく、国民にとってより身近な司法を実現するための手段として導入されたものである」⁽⁷⁾とされた。ここでも、「現在の刑事裁判が基本的にきちんと機能している」とはされている。しかし、同時に「新しい時代にふさわしく、国民にとってより身近な司法を実現するための手段として導入された」ともされる。そうであれば、現在の刑事裁判は、必ずしも「新しい時代にふさわしく」ないし、「国民にとってより身近な司法」でもない、ということとなるのではなかろうか。つまりは「時代遅れ」となってしまったのである。現在の刑事裁判にはある種の「欠陥」も認めなければならないというニュアンスが感じられる。

思うに、国民参加の意義を考えるにあたっては、裁判内容に関する実態的な意義と裁判基盤に関する制度的な意義の双方からの検討が必要と思われる。すなわち、国民参加によって「裁判内容がより良くなる」という面と「裁判がより国民に身近となる」という面はそれぞれ別個の検討課題と言わなければならない。この点、「裁判内容が正しいことが重要で、それが素人に理解されるかどうかは二次的な問題である」という理解は、裁判の国民主権的正統性という点から問題があると考える。裁判の正統性(Legitimacy)にとって国民参加が必要であるとしつつ、「多少とも異質的な素人の人たちと、いつも仕事上で接觸し、絶えずそれらの人たちの考え方と言葉を聞き、いつもこれらの人を説得しようと努力することによって、自分の考え方、自分たちの既成観念を反省することができる。個々の裁判に民意を反映させることにも増して、日頃から裁判官がこのような経験をし、自己

教育をすることが重要なのである⁽⁸⁾」として、いわば裁判内容の問題よりも、その外側の裁判主体の問題が強調されたが、発想として通じるものがあろう。このように考えてくると、専門家のみによる裁判という日本の特色こそが、国民参加を必要とした立法事実であった、ということができるのではなかろうか。裁判員制度の政策的基礎としては、まずもって国民的基盤強化論という正当な出発点を再確認すべきではなかろうか。

刑事裁判には国民主権的正統性が必要であるという場合に、刑事司法と民主主義とはどのような関係に立つのであろうか。端的に「制度導入の趣旨を単純素朴な現状批判や民主主義原理（「国民の手による裁判」）のみに帰することはできない」⁽⁹⁾とする見解もある。司法権も究極的には国民主権に由来するといえ、国民の多数意見を持って正義とするわけにはいかないので、この見解は無論正当である。

では、刑事司法は国民主権とどのような関係に立つのであろうか。司法制度改革審議会では、「国民の司法参加を認めなければ、司法が国民主権のもとで正統と認められない……」という意味ではなく、レジティマシーは最小限度保証されているけれども、より強固な国民主権的基盤、或いは正統性の基盤の上に司法が成り立ちうるようにすることが望ましいというところから、「司法への国民参加が求められている……」⁽¹⁰⁾とされ、刑事司法と国民主権との微妙な関係を的確に論じられている。

国民参加は、民主主義の直接的要請ではないが、司法の国民主権的基盤の重要な要素を形成するものである。その意味で、民主主義の要素ではある。司法の民主化とは広い意味を持っており、「裁判官から決定権を国民に移す」という民主化は採用し得ないが、「裁判官の決定に国民が加わる」という形の民主化であれば、司法権の独立を維持しつつ、司法の国民的基盤の強化を図るという意味で、これを肯定して差し支えはないと思われる。

この点で、裁判員制度は陪審制度とは区別される⁽¹¹⁾。刑事事件の裁判は「市民代表が直接に決定するのにふさわしいもの」であるとされ、「改革審の意見書を全体としてみれば、裁判員は統治主体としての国民が司法を動かすという構想の中心におかれている」のであって、「日本で陪審裁判が実現できるとすれば、それは裁判員制度を経た結果である」との理解を示す見解もある⁽¹²⁾。しかし、司法制度改革審議会の考え方は、「国民が司法を動かす」というのではなく、「国民と専門家との協働」が司法の国民的基盤を強化するという点にあった。国民か法律専門家の「いずれか一方」ではなく「両者で」というところが核心である。その点で、裁判員制度は陪審制度とは決定的に異なる。

「裁判員制度は、わが国の刑事司法の歴史上初めて、一般国民と職業裁判官とが『協働』して、刑事裁判における犯罪事実の認定と刑の量定を行う新たな裁判制度である。」⁽¹³⁾として、その歴史的意義が指摘された。協働の内実は、これから様々な経験を重ねて形成されていくこととなろうが若干の分析を試みておきたい。

まず、素人の裁判員と専門家である職業裁判官とでは、判断内容には違いがあって当然である。「いかに裁判員が裁判官と同じような結論を出すか」ではなく、「いかに両者が協力して質の高い意思決定を行うか」がポイントとなろう⁽¹⁴⁾。その場合の裁判員の役割であるが、専門家にも匹敵するような自己の意見を述べることができる裁判員は例外であろう。一般市民としては、自らの生活体験に照らして、法律専門家や証人の言うことが「理解できる、できない」、「納得できる、できない」という意思表示ができれば十分である⁽¹⁵⁾。客観的基準に照らした自らの意見の開陳が求められるわけではない⁽¹⁶⁾。

そもそも、なぜ、これまで法律を学んだ事もない市民が、職業裁判官と同じ立場で刑事裁判に関与することができるのであろうか。専門家ではないが故に筋の通らない意見を述

べ、その意見に固執する者がいるかもしれない。職業裁判官も万能ではないからそのような意見に妥協して筋の通らない判決を下してしまう危険性があるかもしれない。それにも拘わらず、素人と専門家が協働することにはどのような意味があるのであろうか。第1に、そのような市民の素朴な意見の中に、職業裁判官が気付かなかった真実が潜んでいる可能性もある。その場合には、まさに質の高い意思決定がなされる可能性がある。第2に、そのような市民に対して専門家の見識を説明して、納得してもらうことにより、裁判内容が、被告人や被害者を含む一般国民によりよく浸透することになる可能性がある。第3に、このような協働を通じて、職業裁判官をはじめとする法律専門家が、刑事裁判の場で、市民と対等であるとの意識を形成することができる。さらに、第4として、われわれ一般国民もまた、素人の立場で刑事司法に参画し、公共の事柄に関与することができる、との実感を抱くことができる。権力行使を、一部の専門的な人々に任せきるのではなく、市民感覚を持ったままで実質的に関与することができる。裁判員の義務はその権利の裏側でもあることに思いを致すべきである。

3、裁判員制度の理論

裁判員制度と憲法との関係について、日本国憲法は、司法への国民参加を排斥していないが、裁判官の独立を保障しているので、国民参加の制度設計によってはこれに抵触する恐れがある。この点、裁判員法は裁判員と裁判官との協働システムを中心としているので、憲法の枠内に納まっているといつてよく⁽¹⁷⁾、その他の憲法规範とも調和し得ると考える⁽¹⁸⁾。

裁判員制度は、刑事司法にとって戦後60年振りの改革と言ってよいが、何が「改革」されるのであろうか。裁判員裁判では、裁判員が連日開廷の法廷で心証を形成することになるが、これによって実現される公判中心主

義、直接主義、当事者による充実した交互尋問等は、裁判員制度によって初めて創設されるものではなく、現行刑事訴訟法が予定する訴訟構造に他ならない。裁判員法は現行刑事訴訟法の目指している当事者主義的な裁判制度を実現する強力な組織法といえよう。

現時点で考えてみると、戦後の刑事訴訟法制度は、その担い手が旧刑事訴訟法時代以来の法律専門家のみであったことから、新刑事訴訟法の理念とその担い手との間に乖離があったともいえよう。戦後の司法改革は、大陸法と英米法の折衷あるいは職権主義と当事者主義の折衷と理解されてきたが、裁判体における折衷方式は考えられなかった。この意味では、裁判員制度の創設は、戦後司法改革における当事者主義的裁判制度の裁判体への反射が、60年を経て実現したものということもできよう。

60年振りの改革と言われるのは、戦後60年の間に形成されてきた刑事訴訟実務についてである。この60年間に「諸外国に類を見ない極めて精度の高い独自の刑事司法の運用」が確立してきたことは事実であり、それはわが国における法律専門家の高い能力を示している。しかし、それは同時にいわゆる調停裁判、過度の実体的真実主義あるいは精密司法といった現行刑事訴訟法の理念とはいさか異なる実務であったということも否定できない。

裁判員裁判は、このような従来の刑事裁判実務とは調和し得ない。裁判員裁判を実施するには、これまでの刑事裁判実務を変革する他はない。それは、裁判員制度の刑事訴訟法に及ぼす間接的効果といえよう。例えば、今回の刑事訴訟法改正では、証拠法は何も改正されなかつたが、裁判員裁判の実施に当たつては、従来証拠として許容されてきた捜査書類等は、大幅に制限されることとなる。証拠法自体の改正はなくても、その解釈・運用が大きく変革されることとなるのである。

裁判員法第1条は、裁判所法及び刑事訴訟法の「特則」を定めるとした。裁判員対象事

件は、年間 3000 件とされているので、年間の公判請求事件約 13 万件のわずか 2.3% でしかない。裁判員法は、この 2.3% の事件の裁判についてだけ妥当する法律ということとなるのであろうか。それとも刑事訴訟法一般にもその効果が波及することとなるだろうか。

この問題は、裁判員制度導入の目的に関する議論と関係する。「正しい裁判実現説」からは、「裁判員制度が導入されても、国家制度としての刑事裁判の果たすべき直接的目的・機能までが変わったとは思われない。

⁽¹⁹⁾ 「、『刑事裁判の普遍的な目標は、証拠に基づいてできる限り正確に事実を認定し、検察官の主張する犯罪事実が新に認められるか、……有罪であると認める場合に諸般の事情を勘案した適切な刑罰を決定することである。⁽²⁰⁾』との理解が示されている。しかし、この理解からは、刑事訴訟法手続きの激変を十分に説明することができないように思われる。

これに対して、「国民的基盤強化論」からすれば、国民参加の目的は、刑事裁判に対する国民の理解と納得を得て司法の国民的基盤を強化することにある。このことは、刑事裁判の根本的なあり方に関する事柄であるから、刑事裁判一般に影響を及ぼすことになる。裁判員裁判だけでなく、職業裁判官のみによる裁判であっても、国民の理解と納得を備えた刑事裁判が目標とされることになるのは当然である。刑事訴訟法の基礎理論における「刑事訴訟法の目的」に、「国民の理解と納得」という「第 3 の原理」が加わることを意味すると言ってもよい⁽²¹⁾。結局、裁判員法第 1 条は、刑事訴訟法第 1 条とも関係していくことになる。刑事訴訟法の目的は、真実の発見と適正手続きの保障だけに限られないで、「国民の理解と納得」をも目的としなければならなくなる。裁判員制度の導入は、刑事訴訟実務の変革というにとどまらず、刑事訴訟法そのものにも深い影響を及ぼすこととなる。だからこそ、裁判員制度の導入は、刑事訴訟法の変革と呼ぶに値するのである。

4、むすび

新たな刑事裁判制度の構築にとって最も重要な課題は、法律専門家の意識改革といえよう。これまでの刑事裁判は法律専門家のみによって担われてきた。しかし、「権力の行使について、透明性と説明が求められる現在では、このような専門家の権威によって、人びとに裁判の正統性を納得させることはできなくなつた⁽²²⁾」のである。

しかし、わが国の法律専門家が、「諸外国に類を見ない極めて精度の高い独自の刑事司法」を構築してきたことは事実であるだけに、法律専門家の意識改革といつても、「かなり革命的な発想の転換が必要である⁽²³⁾」といえよう。また、これは、法律専門家のそばにおいてだけでなく、その反射としての国民の側においても、刑事裁判は「お上」のなさること、刑事裁判は国家の任務、刑事裁判は素人には無理といった裁判国事主義・専門化主義という観念を克服しなければならない。それは、日本社会の文化を変えるに等しいことであって、息の長い取り組みが必要である。

このような意識改革の前提として、われわれは時代認識を共有する必要があろう。法律専門家の見識と素人の感覚を共に生かす刑事裁判という国家権力の質的変化こそが時代の精神なのである。専門家任せにして円滑に運営できるほど単純な社会国家ではなくなっている。市民がそれ相応の責任を分担しあうのでなければ公正な社会を維持していくことはできなくなっている、という時代認識である。

註

(1) 施行となったのは、裁判員法第 12 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 71 条、第 72 条、第 75 条及び第 76 条である。(平成 20 年政令第 401 号、第 402 号参照)。

(2) 井上正仁「考えられる裁判員制度の概

- 要について」12頁。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/saibanin/dai28/28siryoui.pdf>
- (3) 井上・前掲・20頁。
- (4) 酒巻匡「裁判員制度導入の意義と課題」法律のひろば57卷9号(2004年)49-50頁。
- (5) 酒巻匡「裁判員制度の導入に向けて—裁判員制度の意義と課題」法学教室308号(2006年)11頁。
- (6) 酒巻・前注(5)51頁。
- (7) 池田修『解説裁判員法——立法の経緯と課題』(2005年、弘文堂)2頁。
- (8) 平野龍一「参審制度採用の提唱」どう『刑法研究 最終巻』(2005年、有斐閣)205頁。
- (9) 酒巻・前掲・10頁。
- (10) 2000年9月26日の「第32回司法制度改革審議会議事録」
- (11) 池田・前掲は、「これまでの職業裁判官による刑事裁判を否定的に評価し、これを改めるためには司法を職業裁判官の手から取り戻し、国民自らが主権者として裁判を行う」といった理由から、裁判員制度が導入されたわけではない。「この制度を陪審が他の制度へ移行する前段階ととらえるようなことはできない。」とする。
- (12) 後藤昭「裁判員制度をめぐる対立は何を意味しているか」世界779号(2008年)90-93頁。
- (13) 酒巻・前掲・10頁。
- (14) 藤田政博『司法への市民参加の可能性—日本の審査制度・裁判員制度の実証的研究—』(2008年、有斐閣)283頁。
- (15) 藤田・前掲・288頁。統治主体意識を「人の関わり合いを通じて社会を秩序ある者とする過程に、自らが主体的・積極的に関わっているという意識」とするが、裁判員は自己の意見を述べる過程でこの意識を自覚することとなろう。
- (16) 酒巻・前掲・12頁。「事実の認定は、…証拠についての地道な確認と筋道だった理解が前提となる作業でもある。そのような深さまで一般国民の理解を求め共に議論する」とするが、裁判官との違いは当然あってよいだろう。
- (17) 国民参加の憲法上の可能性については、参審制度に関する以前の憲法理解を維持したい(田口守一「参審制度の憲法論」現代刑事法3卷7号(2001年)29頁)。
- (18) 笹田栄司「憲法から見田裁判員制度」世界779号(2008年)106頁。
- (19) 酒巻・前掲・52頁。なお、酒巻匡「裁判員制度のために何が求められているか」法律のひろば59卷10号(2006年)4頁では、このような目的論を前提としつつ、「新たな刑事裁判の姿形」が鮮明にかつ説得的に語られている。問題は、しかし、なぜこのような変革が必要なのか、なのである。
- (20) 酒巻・前掲・11頁。
- (21) 田口守一「ドイツの裁判所における参審院と職業裁判官との関係」早稲田大学比較法研究所比較法学42卷1号(2008年)163頁。
- (22) 後藤・前掲・3100頁。
- (23) 國部逸夫「陪審問題隨想」現代刑事法3卷7号(2001年)14-16頁。